

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2023

11

Vol. 78

1 ゆんたくひんたく

2 厚生年金保険資格取得届等へマイナンバー記載

4 令和5年分の年末調整は昨年と同じ手順

3 「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定

5 最低賃金引き上げに伴う支援(助成金等)

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル 4F

ゆんたくひんたく

橋本です。いつもお世話になっております。

当事務所は、2024年以降のサービス提供に向けて、現在見直し作業を進めております。今月のゆんたくでは、その一部をお伝えいたしますので何卒ご一読お願い申し上げます。

1. 事務所通信のボリュームアップ^oについて

当事務所の情報発信ツールとして、より顧問先様にお役立ちできるよう記事のボリュームを増やすだけでなく、レイアウトを変更することで今までよりも読みやすい構成にしていきたいと準備を進めています。

最終的には毎月10ページぐらいのボリュームで、法改正情報の解説、広島県の最新の人事労務状況、具体例、統計指標などの情報をお届けできる予定です。徐々に改善というスピード感になってしまいそうですが、毎月の変化を楽しみにお待ちしております。

2. メールマガジンの休止について

先月末(10月末)をもってメールマガジンを休止いたします。休止の理由ですが、開封してお読みいただく顧問先様が限定的だったこと、そして事務所通信のボリュームアップと並行しての運営は難しいという判断からになります。楽しみにしていた顧問先様には大変申し訳ありませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3. チャットワーク登録(無料プラン)のお願いについて

当事務所では、サービス提供の品質の向上、セキュリティならびに業務効率化の観点から、顧問先様とのコミュニケーション・データ共有にビジネスチャット「チャットワーク」を利用しております。

ビジネスチャットならではの長所を活かし、2020年からは、チャットワークをご利用いただいている顧問先様に対し、公表されたばかりの法改正や助成金の最新情報を即座に発信することで更なるお役立ちを追求しております。

この方金には今後も継続していきますので、まだ登録がお済みでない顧問先様におかれましては、これを機にぜひ登録いただけますようお願い申し上げます。

* 登録手続きにつきましては、当事務所が責任をもってご案内いたします。

施行済みの改正

厚生年金保険などの被保険者資格取得届にはマイナンバーを必ず記入してください

令和5年9月29日から、「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第125号）」が施行されました。これにより、厚生年金保険の被保険者資格取得届などについて、個人番号（マイナンバー）の記載を求めることが明確化されました。これを受けて、日本年金機構から、次のようなお知らせがありました。

……………【事業主の皆さまへ】「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください……………

- 「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、マイナンバー（基礎年金番号を有する方は、マイナンバーまたは基礎年金番号）を必ず記入してください。マイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は、返戻いたします。
- これまでは、基礎年金番号を有する方で、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険（船員保険）・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、令和5年9月29日以降はマイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は返戻しています。
- なお、短期在留外国人等、マイナンバーも基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きをお願いします。



★採用時において、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない方については、短期在留外国人等を除き、被保険者資格取得届が返戻される（＝被保険者資格が認められない）こととなりますので、その旨を説明して、必ず提示してもらうようにしましょう。

重要・要チェック

「年収の壁・支援強化パッケージ」を決定 早急に開始へ

いわゆる「年収の壁」への当面の対応策として、令和5年9月27日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。その概要を確認しておきましょう。

……………「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要（厚労省の資料）……………

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たった労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

- 特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、
- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
 - (2) 中小企業団体等を通じて周知する。



（次ページへ続く）

★各対応策については、このパッケージに基づき、今後、所要の手続を経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくこととしています。たとえば、キャリアアップ助成金のコースの新設（社会保険適用時処遇改善コースの新設）に関する改正省令は、令和5年10月中には、公布・施行される模様です。
 詳細につきましては、改めてお伝えします。

**重要・
要チェック**

令和5年分の年末調整は昨年と同じ手順

令和5年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。国税庁からは、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」を開設したとの案内もありました。今年の年末調整においては、昨年からの大きな変更はなく、昨年（令和4年分）と同じ手順となります。その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

……………国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和5年分）」のトップ画面……………

【お知らせ】

- 令和5年分の年末調整は昨年（令和4年分）と同じ手順となります。
- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット」を送付しています。
- 源泉徴収簿を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」（Excel）をご利用いただくことで年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。
 → [ダウンロードはこちら](#)
- 税務署主催の年末調整説明会については、実施しておりません。

[源泉徴収義務者
（給与の支払者）の方へ](#)

[給与所得者
（従業員）の方へ](#)

[年末調整手続の電子化](#)

[チャットボットに相談する](#)

詳しい説明（パンフレット）
[（年末調整・源泉徴収票）](#)

各種様式・記載例
[（年末調整・源泉徴収票）](#)

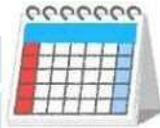
※ 上記の項目部分をクリックすると、該当ページにジャンプします。
 ※ [PDFファイルが開けない、印刷できないなどの場合はこちらをご覧ください](#)

★年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお問い合わせください。



**お仕事
カレンダー
11月**

11/ 10	● 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付
11/ 16	● 所得税予定納税額の減額申請期限（第2期分のみ）
11/ 30	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 9月決算法人の確定申告と納税・2024年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 所得税予定納税額の納付（第2期分）



重要・
要チェック

「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています」厚労省・中小企業庁が案内

地域別最低賃金が大幅に引き上げられ、全国加重平均で時給 1,004 円となり、令和 5 年 10 月 1 日から順次、各都道府県において適用開始となりました。

これを受けて、厚生労働省、中小企業庁から、「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています」というリーフレットが公表されました。

これは、令和 5 年度の最低賃金引き上げを受けた厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業を紹介するものです。紹介されている助成金等は、次のとおりです。

……………「最低賃金引き上げに伴う支援を強化しています（厚労省・中小企業庁）」より……………

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です 賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

業務改善助成金について、対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請を可能とするなどの拡充を行いました。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を 3% 以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

事業再構築補助金

最低賃金よりも低くなるため賃上げが必要となる従業員数が一定以上いる場合、事業再構築補助金の「最低賃金枠」が利用できます。

ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複製・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目 8-27 ポートビル 4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com